

第73回全国植樹祭WEBサイト構築業務

業務仕様書

令和3年4月

第73回全国植樹祭岩手県実行委員会
(事務局：岩手県農林水産部森林整備課)

1 業務名

「第73回全国植樹祭WEBサイト構築業務」 一式

2 背景及び目的

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるため、毎年春季に天皇皇后両陛下の御臨席のもとで行われる国土緑化運動の中心的行事である。

本県の豊かな森林環境を次世代に引き継ぐ契機となるとともに、森林の公益機能に対する県民理解の促進や林業の持続的で健全な発展を図る機運の醸成につながるものである。

本業務は、その意義を広く県民に周知し、理解を深めるため、WEBサイトの構築業務を委託するものである。

3 業務概要

(1) WEBサイトの構築

4(1)の機能を備えたWEBサイトを構築すること。

また、以下のサイトに掲載されている情報を、第73回全国植樹祭岩手県実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）と協議のうえ整理し、新サイトへの移行を行うこと。なお、ドメインは、実行委員会が指定するドメインを使用すること。

第73回全国植樹祭 (<https://www.pref.iwate.jp/~1008461/index.html>)

(2) 操作マニュアルの作成

職員に専門的な知識がなくても、コンテンツの追加や更新作業等が容易にできる、分かりやすい内容のマニュアルを作成すること。

4 業務内容

(1) WEBサイトの構築

「2 背景及び目的」を踏まえ、以下の機能を備えたWEBサイトを構築すること。

なお、実行委員会が想定する機能は以下に示すとおりであるが、より効果の高い提案については評価の対象とする。

また、先行して構築されている以下の他県等の全国植樹祭ホームページを調査・研究したうえで作成すること。

富山県(平成29年度開催) <http://www.pref.toyama.jp/sections/1603/>

福島県(平成30年度開催) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/syokujusai/>

島根県(令和3年度開催予定) <https://www.syokujusai-shimane2020.jp/>

ア 実行委員会が想定するサイト構成(案)及びタイトル(案)は別紙1のとおり。

なお、これらは、実行委員会と協議の上、変更することができる。

イ サーバは、岩手県が保有する個別業務システム統合基盤を利用すること。

ウ 職員に専門的な知識が無くても、コンテンツの追加や更新作業等が容易にできるシステム(コンテンツ管理システム)とすること。ただし、容易な更新作業に留まる範囲であればHTMLを使用した提案も可とする。

エ サイト全体として統一性あるデザインとすること。

オ ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮すること(JIS X8341-3:2016のレベルAAに準拠するよう努めること。)

カ PCのほか、タブレット、スマートフォン等での閲覧に配慮したレスポンシブウェブデザインとすること。

キ 公開されるサイト、ページに関する検索エンジンの最適化を講じること(SEO対策)。

ク 「全国植樹祭」に関する画像等の素材については、原則として、実行委員会から提供されたものを使用すること。

ケ 双方向性や情報拡散性などの特長を持つSNSとの連携機能を搭載すること。

なお、詳細については、実行委員会と協議のうえ決定すること。

- コ 既存サイトからデータを抽出する作業は、受託者において行うこと。抽出したデータ（文字情報、写真等）は、実行委員会と協議の上、最新の内容に更新すること。
- サ 訪問者数や閲覧デバイス（PC、タブレット、スマートフォン）等のアクセス分析機能を搭載すること。また、分析情報を随時確認できるようにすること。
- シ ユーザ認証は、イのサーバ上で対応可能なものとし、ユーザID及びパスワードのみでログインできるものとする。職員以外の者のユーザ認証登録等は、あらかじめ設定した職員の承認処理を経て行う仕組みとすること。

(2) 操作マニュアルの作成

職員に専門的な知識がなくても、コンテンツの追加や更新作業等が容易にできる分かりやすい内容のマニュアルを作成すること（専門用語を平易な用語に置き換える等の工夫を凝らすこと。）。

5 納期及び成果物

(1) 納期

試験運用実施のうえ、令和3年12月24日（金）までに納品すること。

ただし、別紙2「令和3年9月30日公開分サイト構成（案）及びタイトル（案）」の項目についてはWEBサイトを構築し、試験運用実施のうえ、令和3年9月30日（木）までに納品すること。

(2) 成果物

ア 実施報告書 紙媒体1部

イ 実行プログラム 一式（開設するWEBサイトそのもの）

ウ WEBサイト設計書 電子媒体1部、紙媒体1部

- ・サイト構成図
- ・基本仕様書（データ構造、画面遷移等）
- ・ファイル一覧（ディレクトリマップ）
- ・その他システム設計に関連するドキュメント等

エ WEBサイトの操作マニュアル

電子媒体1部、紙媒体1部

オ その他、本業務で作成した資料のうち、実行委員会が指示する資料 一式

(3) 納品場所

第73回全国植樹祭岩手県実行委員会事務局（岩手県農林水産部森林整備課）

(4) 検収

ア 受託者は、成果物等について、納品期日までに実行委員会に内容の説明を実施して検収を受けること。

イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について実行委員会に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

6 契約に関する条件

(1) 再委託に関する事項

ア 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

(ア) 本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。

(イ) 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

(ウ) 受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

(エ) 再委託先における情報セキュリティ確保については受託者の責任とする。

イ 承認手続

(ア) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を実行委員会に提出し、あらかじめ承認を得ること。

- (イ) 再委託先の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を実行委員会に提出し、承認を受けること。
 - (ウ) 前項による再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。
- ウ 再委託先の契約違反等
- 再委託先において、本業務仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、実行委員会は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
- ア 実行委員会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - イ 実行委員会は、再委託を受けた者について、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、実行委員会に対して書面により通知しなければならない。
- (3) 契約不適合責任
- ア 検収完了後、契約の成果物に不適合があると認められる場合は、実行委員会は、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。なお、実行委員会の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
 - イ アの場合において、その不適合が実行委員会の提供した資料等の性質又は実行委員会の与えた指示によって生じたものであるときは、実行委員会は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
 - ウ 受託者がア及びイに定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、実行委員会が当該契約不適合を知った時から1年以内に実行委員会から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約の成果物を実行委員会に引き渡したときにおいて、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- (4) 知的財産権の帰属
- ア 本業務に係る作業過程において作成した成果物、改修されたプログラムに対する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む）は、実行委員会から受託者に本業務に係る費用が完済されたとき、受託者から実行委員会へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、実行委員会が必要な範囲において成果物を利用できることとする。
 - イ パッケージ等を利用する場合、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージ等について開示、利用及び改変を行うことができるものとする。
 - ウ 受託者は、本業務の成果物に係る著作者人格権を行使又は主張しないものとする。
 - エ 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。
 - オ システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利は、実行委員会に帰属するものとする。
 - カ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- (5) 機密保持

ア 受託者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、実行委員会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

（ア） 実行委員会から取得した時点で、既に公知であるもの。

（イ） 実行委員会から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。

（ウ） 法令等に基づき開示されるもの。

（エ） 実行委員会から秘密でないと指定されたもの。

（オ） 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に実行委員会に協議の上、承認を得たもの。

イ 受託者は、実行委員会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。

ウ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した場合においても、機密が保持される措置を講ずるものとする。

エ 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る実行委員会に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、実行委員会から貸与されたものについては、検収後1週間以内に実行委員会に返却するものとする。

（6） 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号9及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（7） その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに実行委員会と協議を行うものとする。